

公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 6 年 12 月 9 日

海上保安庁長官

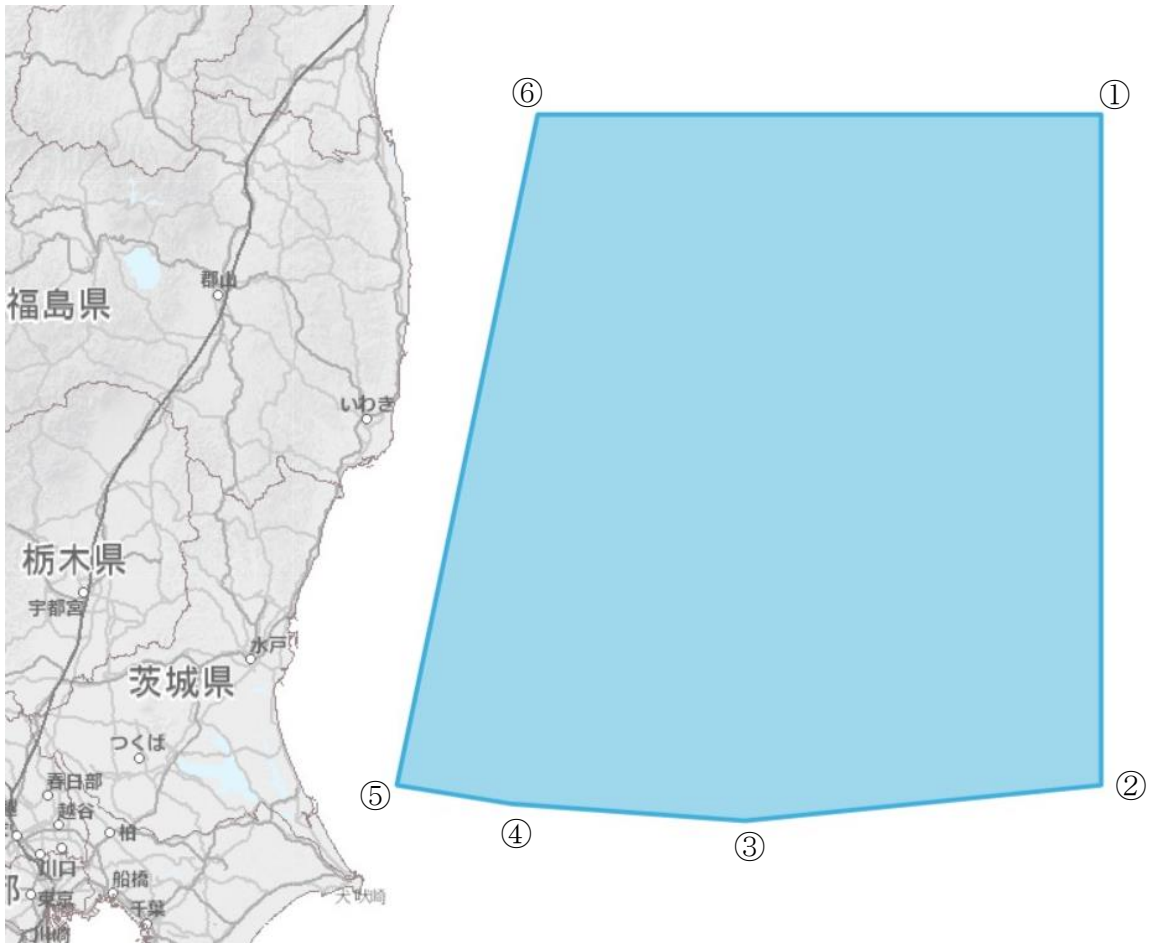
瀬口 良夫（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - （1）名 称 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
 - （2）住 所 東京都港区虎ノ門 2 丁目 10 番 1 号

- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - （1）区 域
別添付図のとおり
 - （2）期 間
令和 7 年 1 月 15 日～令和 7 年 4 月 29 日

- 3 水路測量の実施方法
音波探査、DGNSS による測位、シングルビーム測深機による水深測定

- 4 航行船舶に対する安全措置
 - （1）水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲揚
 - （2）水路通報、第二管区水路通報、第三管区水路通報



No	緯度	経度
1	37 ° 54 ' 00 "	143 ° 30 ' 00 "
2	36 ° 00 ' 00 "	143 ° 30 ' 00 "
3	35 ° 54 ' 00 "	142 ° 14 ' 00 "
4	35 ° 57 ' 00 "	141 ° 24 ' 00 "
5	36 ° 00 ' 00 "	141 ° 00 ' 00 "
6	37 ° 54 ' 00 "	141 ° 30 ' 00 "